

## 財形年金預金

平成28年7月1日現在適用中

1. 商品名	・財形年金預金
2. ご利用いただける方	・55歳未満の勤労者
3. お預け入れ期間	・5年以上
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・給与・賞与からの天引きで1年に1回以上の預入 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・6ヶ月以上5年以内の据置期間経過後、60歳以降3ヶ月ごとに年金受取指定口座に振り込みます。 ・支払期間は5年以上20年以内となります。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・各預入時の財形預金の店頭表示利率を適用します。 (利率は「インフォメーションボード」に表示しております。) ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 ・年金以外の払戻しの場合、5年間にわたり遡って分離課税が適用されます。 (平成49年12月31日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律20.315%の源泉分離課税となります。)
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	・マル財の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。 ※ 中途解約利率については別表1・2ご参照
10. その他参考となる事項	・この預金は預金保険の対象となります。 ・年金以外の払戻しの場合、全額解約となります。

※別表 1, 2 添付

当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--